

金沢星稜大学学会の予算執行に関する要領

(目 的)

この要領は、金沢星稜大学学会予算の適正な執行に関し、必要な事項を定める。

1. 学生研究補助

大学・大学院及び短期大部の学生が、国内外の学会に参加する場合の旅費等の補助金額は、次のとおりとする。この場合において、交通費は最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。

区分	参加費	交通費	宿泊費
発表者	当該大会参加費 (上限 10,000 円)	実費の半額 (上限 50,000 円)	5,000 円 (1泊あたり)
参加のみの者	当該大会参加費の半額 (上限 5,000 円)	実費の半額 (上限 25,000 円)	3,000 円 (1泊あたり)

※ゼミ運営費などの補助制度と重複して執行することはできない。

2. 謝金

学術講演会、研究会等の開催において、講師に支払う謝金の金額は、学校法人稲置学園謝金規程を準用する。

付 則

この要領は、平成25年6月26日に制定し、平成25年6月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年8月6日に学生研究補助において学会参加のみ（発表なし）の場合の補助金額を追加し、平成26年8月6日から施行する。